② 平成22年度以降に、元請として完成した工事（官公庁工事又は民間工事）で、下記(a)から(d)の要件を満たす新築工事又は増築工事（躯体、外装のほか、内装工事を含む建築一式工事。増築工事の場合は、増築部分が下記の要件を満たすこと。）の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上の場合のものに限る。）。なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者がこの施工経験を有していればよい。

元請として完成した下記(a)から(d)に掲げる要件を満たす工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工経験に含むものとする。

ただし、大臣官房官庁営繕部、地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

(a) 建物用途：庁舎、事務所又は類似施設。
類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を示すものとする（「これに付随する共用部分」とは当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

(b) 建物構造：軽量鉄骨造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造。

(c) 階数：地上階数２階以上。

(d) 建物規模：延べ面積：500㎡以上であること（増築の場合は既存部分を除く。複合施設の場合は、庁舎・事務室・類似施設部分の合計面積が500㎡以上である施設でもよい。）。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 本工事は、建設業法第26条第３項第２号の場合の監理技術者（専任特例２号の場合の監理技術者）の配置は認めない。

(9) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(10) 上記１(2)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

(12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(13) 過去に調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満の工事成績評定通知書を通知された者は、その通知日から下記５(3)の申請書の提出期限日までの期間が１年を経過していること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものを対象とする。）。

(14) 入札に参加しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから入札説明書及び全ての配付資料（変更分を含む。）をダウンロードした者又は下記５(2)４）に指定する方法で交付を受けた者であること。

(15) 総合評価に係る技術提案が適正であること。

3　総合評価に関する事項

(1) 本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。

１）施工体制
(a) 品質確保の実効性
(b) 施工体制確保の確実性

２）技術提案
(a) 構造体の品質確保に関する工夫
(b) 工事現場や周辺環境への配慮に関する工夫
(c) 配置予定技術者のヒアリング
・技術提案の理解度
・施工上配慮すべき事項の適切性

３）企業の技術力
Ａ．企業の施工能力
(a) ワーク・ライフ・バランス等推進企業

(2) 総合評価の方法

１）標準点　本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。

２）施工体制評価点及び加算点　上記(1)の各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える。

３）評価値　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記１）及び２）により得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た値（以下「評価値」という。）をもって行う。
標準点＋施工体制評価点＋加算点＝100点＋施工体制評価点＋加算点
評価値＝（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格

(3) 施工体制確認のためのヒアリングの実施入札書等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

(4) 落札者の決定方法

１）入札参加者は、次の(ｱ)から(ｳ)の要件に該当する者のうち、上記(2)によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(ｱ) 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

(ｲ) 提案及び提案値が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

(ｳ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

２）上記１）において、評価値が最も高い者が２者以上いるときは、電子入札システム内の電子くじにおいて落札者を決定する。

4　実施上の留意事項

(1) 実際の施工に際しては、適正とされ、技術提案採否結果通知書に通知された技術提案に基づく施工計画により施工し、入札時に記載した「技術提案」以上の施工を行うものとする。
受注者の責めにより、入札時に記載した「技術提案」以上の施工が行われない場合は、以下の取扱いを行う。
１）工事成績評定点の減点措置
２）違約金の徴収

(2) 施工条件の変更、災害等、受注者の責めに帰さない事由により「技術提案」に影響を及ぼす場合の取扱いは、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

(3) 技術資料についてヒアリングを実施する場合がある。その場合の日時・方法等必要事項は別途通知する。

(4) 競争参加資格確認通知については、巻末資料「本入札手続に係る期間等」(1)に示す日までに電子入札システムにて通知する。ただし、書面により提出されたものに対しては書面により通知する。

(5) 技術提案に係る施工計画の採否については、巻末資料「本入札手続に係る期間等」(2)に示す日までに電子入札システムにて通知する。その際、技術提案が適正とされなかった場合はその理由を付して通知する。

5　入札手続等

(1) 担当部局　〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１丁目１番１号新潟美咲合同庁舎１号館　北陸地方整備局総務部契約課契約係
電話025―280―8880（代表）内線2528

(2) 入札説明書等の交付期間　入札説明書等（文書類、数量総括表、図面、申請様式等）は、電子入札システムからダウンロードすることにより交付する。運用及び操作の詳細については下記１）のアドレスを参照のこと（マニュアルのリンク先がある。）。